

電力中央研究所 次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法の改正と時限立法延長に伴い、引き続き、職員等が仕事と生活を両立させつつ、その能力や経験を十分に活かすことができる組織風土の醸成および活性化を図り、また、研究拠点化が進展する中で、ゆとりある生活の実現に資する職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 対象者

職員等（有期雇用者含む）

3. 内容

育児支援

性別を問わず誰もが育児支援制度（育児休職、育児のための勤務形態等）を利用しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、職員等のニーズ把握に努め、必要に応じて制度の拡充・発展を検討・実施する。

労働時間の適正化と普通休暇取得の促進

有給休暇の消化を企業に義務付けようとする国の動きをはじめ、仕事と生活の調和に対する社会的要求の高まりをふまえ、研究・業務の生産性・効率性を維持・向上させる仕組みの検討・実施を継続し、労働時間の適正化と普通休暇取得の促進に努め、職員等のゆとりある生活の実現に資する。

- ・上記を達成するため、関連情報の発信など、次世代育成支援に対する研究所全体での意識醸成を更に進める。
- ・今後、二大研究拠点化を進めていく中で、職員等の就業環境変化などに対応するため、労使協議等を通じ、在宅勤務等の必要に応じた実効的な施策について検討を行う。

4. その他

- ・次世代育成支援とあわせ、介護を行う職員の仕事との両立を支援するため、介護をテーマとした情報提供や相談体制づくり、現行介護支援制度（介護休職・介護のための勤務形態等）の周知ならびに、新たな支援制度（一時的な介護費用の貸付等）を検討・実施し、介護支援の充実と介護離職の防止に取り組む。